

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成29年1月5日(2017.1.5)

【公開番号】特開2016-149943(P2016-149943A)

【公開日】平成28年8月22日(2016.8.22)

【年通号数】公開・登録公報2016-050

【出願番号】特願2015-27371(P2015-27371)

【国際特許分類】

A 2 3 L 2/00 (2006.01)

A 2 3 L 2/02 (2006.01)

A 2 3 L 27/00 (2016.01)

【F I】

A 2 3 L 2/00 B

A 2 3 L 2/02 F

A 2 3 L 1/22 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月16日(2016.11.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

トマト含有飲料であって、

その糖酸比は、14.0以上であり、

含有するのは、香辛料及び香辛料抽出物の少なくとも一方であり、

前記香辛料は、シナモン、バジル及びバニラの何れかであり、

前記香辛料抽出物は、シナモン抽出物、バジル抽出物及びバニラ抽出物の何れかである

。

【請求項2】

請求項1のトマト含有飲料であって、

前記香辛料は、シナモンであり、その配合量は、0.0005乃至0.004w/v%である。

【請求項3】

請求項1のトマト含有飲料であって、

前記香辛料は、バジルであり、その配合量は、0.0005乃至0.004w/v%である。

【請求項4】

請求項1のトマト含有飲料であって、

前記香辛料は、バニラであり、その配合量は、0.005乃至0.02w/v%である

。

【請求項5】

請求項1乃至4の何れかのトマト含有飲料であって、

その糖酸比は、17.0乃至40.0である。

【請求項6】

請求項1乃至5の何れかのトマト含有飲料であって、

その酸度は、0.60%以下である。

【請求項 7】

請求項 1 乃至 6 の何れかのトマト含有飲料であって、
その糖度は、9.0度以上である。

【請求項 8】

請求項 1 乃至 7 の何れかのトマト含有飲料であって、
それを具現化したものは、トマトジュース又は濃縮トマト飲料である。

【請求項 9】

トマト含有飲料の製造方法であって、それを構成するのは、少なくとも、調合工程であり、

ここで調合されるのは、トマト加工物に加えて、香辛料及び香辛料抽出物の少なくとも一方であり、

前記香辛料は、シナモン、バジル及びバニラの何れかであり、

前記香辛料抽出物は、シナモン抽出物、バジル抽出物及びバニラ抽出物の何れかである。

【請求項 10】

トマト含有飲料における苦味マスキング方法であって、それを構成するのは、少なくとも、調合工程であり、

ここで調合されるのは、トマト加工物に加えて、香辛料及び香辛料抽出物の少なくとも一方であり、

前記香辛料は、シナモン、バジル及びバニラの何れかであり、

前記香辛料抽出物は、シナモン抽出物、バジル抽出物及びバニラ抽出物の何れかである。

【請求項 11】

苦味マスキング剤であって、

その有効成分は、シナミックアルデヒド、リナロール又はバニリンであり、

その配合先は、トマト含有飲料であって、その糖酸比が14.0以上のものであり、

その配合量は、0.0005乃至0.02w/v%である。